

北海道総合通信局《広報誌》
TEL 011-709-2311(代表)
<http://www.hokkaido-bt.go.jp/>

新年挨拶

北海道総合通信局長 大矢 浩

新しい年を迎え、皆様にはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年は、「北海道洞爺湖サミット」の開催により、世界から「北海道」が注目された一年でした。

当局においても「北海道洞爺湖サミット重要無線通信妨害対策実施本部」を設置し、警察、消防、交通等に利用される重要無線の妨害発生時に迅速・適確に対応するために電波監視体制を強化し、サミットの円滑な運営を支援することができました。

2011(平成23)年7月24日の地上デジタルテレビ放送への完全移行まであと1000日を切ったことから、より積極的に「地デジ」に関する周知広報を行いました。道内の「地デジ」中継局整備は平成20年12月末時点で世帯カバー率は約91%になりましたが、本年もさらに視聴エリア拡大に向け中継局整備の取組を進めるとともに、昨年10月から業務を開始した「総務省北海道地域テレビ受信者支援センター」等の関係機関と連携して、より多くの道民の皆様様に「地デジ」についてご理解を深めていただく活動を実施していきます。

デジタル・ディバイド解消に向けて、ブロードバンド環境がなかった島牧村をはじめ4市町村が「地域情報通信基盤整備推進交付金」(総務省施策)を活用し、光ファイバや無線等により地域住民にブロードバンドサービスを提供できるように整備を進めており、北海道のブロードバンドサービス提供市町村は179市町村となります。北海道は広大な面積を有するため、高度化する無線技術の活用も含めてのブロードバンド環境整備をより一層推進します。

ICTの利活用については、昨年、ユビキタス特区の対象プロジェクトに決定された4つの取組が動き出しました。

中でも「マルチワンセグサービス」については、「北海道洞爺湖サミット」での国際メディアセンターにて各国記者を対象にデモンストレーションを実施し、我が国の通信・放送技術をアピールしました。昨年12月には札幌地下街において一般の方々を対象としたデモンストレーションを実施し、新たなモバイルメディアの活用による地域密着型の情報提供サービスの実現に向けた検討を進めています。

また、昨年12月、「地域ICT利活用モデル構築事業」(総務省施策)の遠隔医療モデルプロジェクトなどに道内から3件が採択され、北海道内の医療課題解決に役立つ実用化・事業化が期待されます。本年はより積極的に様々な局面におけるICTの利活用による支援を行っていきます。

今年も「地デジ」の普及、デジタル・ディバイドの解消等を推進し、道民の皆様へのくらしや仕事に役立つ情報通信の発展に寄与して参りますので、皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

CONTENTS

- P. 1 - 「デジタル放送の日」セミナー、名寄市での「地デジ」広報イベント
- P. 2 - 地デジ共聴施設説明会 in 釧路
- P. 3 - 災害と情報に関する講演会 / 医療関係プロジェクトの委託に採択
- P. 4 - 特定電子メール法改正
- P. 5 - 電気通信サービスモニター会議開催結果

「デジタル放送の日」にセミナーを開催

北海道地上デジタル放送推進協議会及び北海道テレコム懇談会との共催で、平成20年12月1日に「デジタル放送の日」セミナーを札幌市内で開催しました。

本セミナーでは、「地上デジタルテレビ放送の現状と今後の課題について」と題して、地デジの現状やメリットの説明、地デジに関連する悪質商法の手口、実例が紹介されました。

総務省のコピキタス特区である「マルチワンセグメントサービスの実証」（対象地域：札幌市、洞爺湖町、留寿都村、壮瞥町）に関する講演では、北海道洞爺湖サミット開催時の国際メディアセンター（留寿都村）での、各国からの記者向けに実施されたデモの報告や、平成20年12月6日から14日までの間、さっぽろ地下街での市民向け実証実験の紹介が行われました。

北海道及び札幌発の優れたデジタル・コンテンツに関するトークセッションでは、コンテンツのプレゼンテーションの際に、参加されたクリエイターの方々は終始椅子から立ち上がり、楽器の演奏やゲームの実演を交えて説明するなど、北海道・札幌からのデジタル・コンテンツの発信について熱く語られました。

当局では、引き続き道民の皆様様に「地デジ」について理解いただくために周知広報活動を実施するとともに、「マルチワンセグメントサービス」など「地デジ」に関する技術的支援やデジタル・コンテンツの発信を支援していきます。



100名以上が参加した講演会場



視覚的にもインパクトのあったトークセッション

道内でも「地デジ」に関する悪質商法の事例が発生しています!ご注意ください!!

テレビ調査人や工事人を名乗っておいて不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺（架空請求）を行ったりする事例が発生しています。地上デジタルテレビ放送に関する誤った情報や不十分な情報に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意下さい。

名寄市にて広報イベントを開催

平成20年11月29日、30日の2日間、名寄市内にて地デジの広報イベントを開催しました。

イベント会場に設けた「受信相談コーナー」には「地デジ」名寄中継局の開局が平成20年12月1日ということもあり、「（土別市、下川町、美深町では）「地デジ」をいつから視聴できますか?」「「地デジ」チューナーの価格はいくらくらいですか?」「今使用しているテレビアンテナで「地デジ」を視聴できますか?」といった相談が寄せられ、「地デジ」視聴に向けての関心の高さが伺えました。



担当：デジタル放送受信者支援室（内線4667）

2011年7月24日までに地上アナログテレビ放送は終了しデジタル放送に移行します。

共同受信施設での「地デジ」受信対策

「共同受信施設の地上デジタルテレビ放送対応に関する説明会」を開催

釧路市及び地上デジタル放送推進北海道会議との共催で、平成20年12月4日に「共同受信施設の地上デジタルテレビ放送対応に関する説明会」を釧路市内で開催しました。

本説明会では共同受信施設の設置者や利用者を対象に、共同受信施設における「地デジ」への対応方法等について説明が行われ、説明会終了後には当局職員や各関係機関の方々などにより参加者の個別相談対応も行われました。

共同受信施設とは？

共同アンテナを設置し放送電波をケーブルで各戸（室）分配している設備のこと。

「都市受信障害共聴施設」「集合住宅共聴施設」「辺地共聴施設」の3種類があります。



「都市受信障害共聴」について多くの相談が!!

個別相談では「都市受信障害共聴」に関する内容が多数寄せられました。

「都市受信障害」とは高層ビル等を原因とした受信障害（いわゆるビル陰障害）です。その対策として設置される共同受信施設を「都市受信障害共聴」といいます。代表的な形態として、右図の様に施設の設置者（主に障害の原因者）のビル上にアンテナを設置し、そこから伝送ケーブルにより施設の利用者（受信者）宅へ放送電波を送っている施設があります。

「都市受信障害共聴」で問題となるのが、当事者（ビルのオーナー・建物の保守管理業者といった施設管理者と施設利用者）間の協議が難航する点です。円滑な地上デジタルテレビ放送への移行のため、以下の事項に注意してください。

都市受信障害共聴のイメージ▶



当事者間協議の注意事項

テレビ放送がデジタルに移行すると、「地デジ」電波の特性からビル陰障害は減少します。

しかし、障害が100%解消される訳ではありませんので、障害が残った世帯に対しては、引き続き改修等の措置を講じる必要があります。一方、障害が解消される世帯に対しては、受信障害対策は不要となります。

設置者と利用者が円滑に協議を進めるためにも、設置者において障害が解消する地域を特定するなど、根拠あるデータを取得し協議に臨む必要があります。

改修費等の負担については、当事者相互の協議による解決が原則ではありますが、受信者も個別受信者等の改修に通常必要とされる経費を負担し、それを超える経費を施設所有者が負担する等それぞれ応分に負担することが妥当であると考えられます。

共同受信施設に関する相談先

(社)日本CATV技術協会 北海道支部

地上デジタル放送に関する施設の改修・維持管理、建造物障害の調査などを行っています。

<http://www.catv.or.jp/jctea/>

TEL : 0120-127235 【電話受付時間 平日10:00~17:00】

担当：情報通信部 有線放送課（内線4674）

「災害と情報」に関する講演会を開催



「間違いだらけの地震対策」 ～事前と事後・ハードとソフト・公と私～

北海道地方非常通信協議会及び北海道テレコム懇談会との共催で、平成20年12月5日に「災害と情報」に関する講演会を札幌市内において開催しました。

近年、北海道・東北地方を中心に大規模な地震が発生しており、地震をはじめ非常災害時における情報の収集・伝達体制の確立が急務となっています。

また、私たち道民も日頃から災害発生を意識し、防災や災害に関する正しい知識を身に付けるなど、災害に備えた取組を行うことが重要です。

本講演会では、防災研究の最前線の状況についての紹介や、非常災害時における情報管理の在り方についての説明があり、行政や企業等が防災対策を行っていく上で、大変参考となる内容でした。



建物崩壊の様子や家具が倒れる仕組みなど、再現動画を駆使した臨場感あふれる講演でした。



自治体の防災担当者から建造物の補強方法について質問がなされました。

講師：目黒 公郎 氏 東京大学教授（都市震災軽減工学）

徹底した現場主義、実践主義で、ハード・ソフトの両面から災害を軽減するための戦略研究を行っている。

また、途上国の地震防災の立ち上げ運動にも参加している。

編著書：「間違いだらけの地震対策」「被害から学ぶ地震工学 - 現象を素直に見つめて - 」

「地震のことはなそう（絵本）」「東京直下大地震 生き残り地図」等。

担当：無線通信部 陸上課（内線4651）

遠隔医療、医療・福祉・介護関連プロジェクトに 道内3自治体が委託決定

地域ICT利活用モデル構築事業の第2次公募に係る委託先候補決定

総務省では、平成20年度地域ICT利活用モデル構築事業の「遠隔医療モデルプロジェクト」及び「医療・福祉・介護プロジェクト」について、提案の第2次公募を行い、北海道内からは「遠隔医療モデルプロジェクト」に北海道、函館市提案の2件、「医療・福祉・介護プロジェクト」に岩見沢市提案の1件が採択されました。

採択された各事業では、遠隔医療、電子カルテの共有化、独居高齢者の健康管理など、道民の健康や医療について、将来的に役立つ実証実験が行われます。

道内では、医療格差や高齢化などの課題を抱える地域が多いことから、将来の実用化・事業化に向けて期待が寄せられます。

詳細は当局ホームページ最新報道発表をご覧ください。

<http://www.hokkaido-bt.go.jp/2008/1216.htm>

担当：情報通信部 情報通信振興課（内線4716）

迷惑メール対策を強化！

「迷惑メール関連法制等説明会」を開催

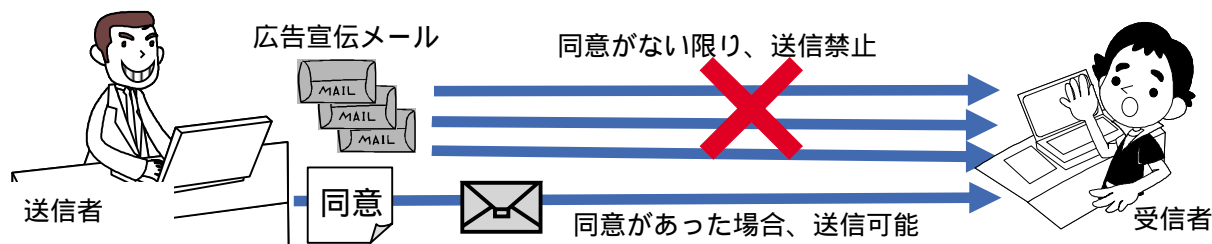
当局と北海道経済産業局は、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）」及び「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」の一部が改正され、平成20年12月1日に施行されたことに伴い、平成20年12月18日に、札幌市内において「迷惑メール関連法制等説明会」を開催しました。

本説明会には、広告宣伝メールの送信に係わる事業者や消費者団体等の担当者の方々が多数参加し、迷惑メール対策の重要性や法改正の内容等について理解を深めていました。

特定電子メール法の一部改正概要

オプトイン方式の導入

「オプトイン方式」とは広告宣伝メールの送信について、原則としてあらかじめ同意した者に対してのみ送信が認められる方式



広告宣伝メール送信者の義務

- ・ 予め送信同意を得ること。また受信拒否の通知を受けた場合は、以後の送信はしてはならない。
- ・ 「送信者の氏名・名称」、「受信拒否の通知先」等、一定の事項を表示しなければならない。
- ・ 同意があったことを証する記録を保存しなければならない。

法の実効性の強化

罰則の強化などの対策

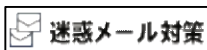
- ・ 法人に対する罰金額を100万円以下から3000万円以下に引き上げるなど罰則を強化した。
- ・ 電気通信事業者は、送信者情報を偽った電子メールの送信に対して、電子メール通信の役務提供を拒否できるようになった。
- ・ 総務省は、電子メールアドレス等の契約者情報を保有する者（プロバイダ等）に対し情報提供の要請が可能となった。

国際連携の推進

海外発の迷惑メールの増加を踏まえ、迷惑メールの送信国における迷惑メール対策に関する法の執行に資するため、迷惑メール対策を行う外国執行当局に対し、その職務の遂行に資する情報の提供をできることとなった。

迷惑メールに関する相談・情報提供

電気通信消費者情報コーナー



http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html

迷惑メール対策の関連法規・報道発表など最新情報を提供しています。

迷惑メール相談センター

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>

迷惑メールに関する相談受付、法律に違反していると思われる広告宣伝メールの収集・分析などを行っています。法律に違反していると思われる広告宣伝メールを受信された場合には、情報提供にご協力ください。

担当：情報通信部 電気通信事業課（内線4707）

皆様のご意見を情報通信行政へ反映!

電気通信サービスモニター会議を開催

平成20年11月18日に旭川市で、また同月20日に室蘭市において「平成20年度電気通信サービスモニター会議」を開催しました。

「電気通信サービスモニター会議」とは、総務省から委嘱された電気通信サービスモニターの方々にお集まりいただき、日頃、電気通信サービスに対して感じていることについて直接ご意見をいただくものです。

今年度は「電気通信サービスの広告表示」「インターネット、携帯電話」を主テーマとして会議を行い、活発な意見交換が行われました。

総務省では、モニター会議を通じて全国から寄せられたご意見・ご要望を、今後の情報通信行政に反映していくこととしています。

「電気通信サービスモニター制度」とは

総務省が電気通信サービス全般に関する利用者の意見・要望等を把握・分析し、消費者行政の一層の充実と利用者のニーズを踏まえた情報通信行政の推進に資することを目的としています。

平成20年度は北海道内で80名(全国で1000名)の方々にモニターを委嘱し、アンケート調査やモニター会議を実施しています。

室蘭会場



担当：情報通信部 電気通信事業課（内線4705）

Pick up! u-Land

最近の報道発表からピックアップした話題です。詳しくは次のホームページをご覧ください。
<http://www.hokkaido-bt.go.jp/2008/c20.htm>

美瑛町にて地上デジタルテレビ放送のビル陰難視聴解消を目的とするギャップフィルターに全国初の免許（平成20年12月12日発表）

担当：情報通信部 放送課（内線4665）

「隙間」を「埋める」の意味で、ビル陰難視聴地域等の狭いエリアをカバーするための極微小電力（0.05W以下）の放送局を表現する言葉として使用されており、通常の放送局と比べ比較的、簡易に設置できるように緩和された技術基準が適用される。

ICTの動向と今後の展開に関する講演会の開催（平成20年12月9日発表）

月尾嘉男氏（東京大学名誉教授）に、「環境問題に挑戦する情報通信技術」と題して講演いただきます。

担当：総務部 企画課 企画広報室（内線4685）

本誌に関するお問い合わせはこちらまで

北海道総合通信局 総務部総務課企画広報室 〒060 8795 札幌市北区北8条西2丁目1 1 札幌第1合同庁舎
TEL：(011)709-2311(内線4686)（土曜日・日曜日・祝休日を除く、8:30～12:00、13:00～17:00）
FAX：(011)709-2481 / e-mail：hokkaido-kouhou@rbt.soumu.go.jp / URL：http://www.hokkaido-bt.go.jp/

当広報誌の名称変更と発行について

当広報誌は前回発行号（No40 2008年12月発行）から名称をこれまでの「e-Land北海道」から「u-Land北海道」に変更しました。

また、前回発行号（No40 2008年12月発行）は紙媒体での発行はしていませんが、当局ホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。
<http://www.hokkaido-bt.go.jp/C/u-Land/uland.htm>

報道発表等のお知らせを電子メールで配信しています。

配信を希望される方は、hokkaido-kouhou@rbt.soumu.go.jp へてに

件名：「お知らせメール配信希望」、本文：「配信先のメールアドレス」を記入の上、送信してください。

